

3産労商地第662号
令和3年7月8日

東京都商店街振興組合連合会
理事長 桑島 俊彦様

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

商店街における屋外照明の夜間消灯に係るご協力をお願いについて

日頃より東京都の商店街振興施策にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

このたび、国において令和3年7月12日から8月22日まで緊急事態宣言を発出することが決定されました。

現在、都内では感染者数が増加傾向にあり、繁華街の滞留人口も20時を過ぎた時間帯で増加するなど、更なる感染拡大が懸念されています。緊急事態宣言の期間において感染の再拡大を防止するためには、基本的な感染防止対策に加え、人流の抑制が必要となります。これまで令和3年4月23日付3産労商地第246号、同年5月7日付3産労商地第328号、同年5月31日付3産労商地第472号及び同年6月18日付3産労商地第560号により以下の取組へのご協力を依頼しております。引き続きのご協力について重ねて加盟の商店街の皆様にご周知いただけますようお願いいたします。

記

1 期間

令和3年4月25日（日）～8月22日（日）20時以降

2 依頼内容

- ・商店街が保有するアーチなどの屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯
- ・会員店舗が保有する看板などの屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯

なお、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底し、引き続き適切な感染症対応を講じていただけますようお願いいたします。

(連絡先)

東京都産業労働局 商工部

地域産業振興課 商店街支援担当 立川

電話（ダイヤルイン）03（5320）4756